

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成28年 第 4 号
受付日	平成28年 1月19日
質問者	豊田政典議員

## 文書質問答弁書

回 答 日：平成28年 2月 9日  
担 当 部 局：総務部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく豊田政典議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

### ■質問

- (1)2回の審議会の総時間は3時間45分と記録されているが、そのうち、説明時間を除く実質審議は延べ何時間か。
- (2)過去の審議会において、報酬額を引き下げた際には、事務局が引き下げ額の案を提示していたが、今回は提示しなかったと聞く。その理由はなぜか。
- (3)事務局である人事課は、議員報酬の審議にあたり、報酬額の判断基準をどのように説明したのか。何をもちて判断して欲しいと委員に要請したのか。
- (4)委員構成においても、「民間給与」という視点に偏重しているのではないかと感じるが、委員選定の考え方を問う。
- (5)「特別職報酬等審議会」は、昭和39年の自治事務次官通達により全国の自治体に設置された機関であるが、法に設置根拠はない。議員報酬額改定については、議会活動に詳しくない委員が短時間で判断し審議会答申を出し、市長はそれを尊重して議会に提案するという現在の方式を改める必要があると考えるが、市の考えはどうか。

### ■答弁

- (1)2回の審議会開催時間のうち委嘱状交付や答申書作成、資料説明時間を除く質疑・審議時間は、約1時間50分です。
- (2)過去の審議会において引き下げ案を事務局から提示した経緯につきましては、1回目の審議会において引き下げの方向性が示されたため、会長から引き下げ案の作成指示をいただいたものであり、今回の審議会では事務局への案の作成指示が無かったものであります。
- (3)事務局から審議会への説明資料としては、人口・財政規模等の類似団体の報酬等の額、過去の特別職報酬等の改定状況、一般職の給与改定の状況などのほか、市議会議員等の活動状況や市の財政状況などを提出しております。  
審議において、別途追加資料を求められる場合もありますが、事務局から判断基準を示すことはありません。
- (4)平成27年12月の審議会委員の構成につきましては、学識経験者として大学教授1名、弁護

士2名、市民団体関係として自治会長1名、男女共同参画審議会委員1名、商工産業関係として3名、労働団体関係として1名の計9名の構成となっております。

委員選定にあたりましては、議員のご質問の中にもありました事務次官通知に、「審議会の委員は、市内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから任命することとし、市議会議員、市長及び常勤の職員を任命することは避けること」となっており、これを念頭にして偏りのない委員構成となるよう努めております。

(5)議会活動状況につきましては、審議会において議会事務局職員から詳細な資料に基づき説明を行っております。

また、今回の審議会では委員の求めに応じ、第2回審議会においても議会改革について追加説明を行うなど、委員に対し十分な説明がなされるよう努めております。

特別職報酬等審議会は、先の事務次官通知等を受け全国的に設置されたものであり、本市においては昭和40年に条例を制定し、市長が報酬等の額に関する条例を議会に提出する際には、あらかじめ審議会の意見を聞くものとしております。

本市といたしましては、特別職の報酬等の額を決定するに当たっては、中立・公正な立場の第三者の意見を聞くことは重要であると認識しており、今後におきましても、現在と同様に審議会等の仕組みは必要であると考えております。